

## 地域再生計画

### 1 地域再生計画の名称

「あいち発」エコマネーを活用したエコライフ推進計画

### 2 地域再生計画の作成主体の名称

愛知県

### 3 地域再生計画の区域

愛知県の全域

### 4 地域再生計画の目標

#### 【背景】

愛知県地域は、大都市圏に位置しながら、身近に伊勢湾、三河湾、木曾三川、三河山間部の森林など多様な自然を有するとともに、都市近郊に多くの里山や農地が残されている。その一方で、伊勢湾、三河湾は閉鎖的な地形条件や後背地からの生活排水等の流入により、汚濁物質が蓄積しやすく、有機汚濁や富栄養化が依然改善を要する状況にあるのを始め、本県の特徴である自動車交通への依存度が高いことを背景に、交通公害対策や地球温暖化防止といった課題も顕在化している。こうした地域特性を踏まえ、住宅・都市や交通の仕組自体を環境負荷の小さなものに変えていく必要があるとともに、県民一人ひとりが、人々に潤いを与え、多様な生態系を育む自然のすばらしさを再認識し、自然環境の保全・回復や環境への負荷の少ない暮らし方を実践するなど、家庭や地域における環境に配慮した行動を主体的・日常的に行うよう努力していくことが求められている。

#### 【現況】

平成 17 年に愛知県で開催された「2005 年日本国際博覧会（愛知万博）」は、多数の国や地域を巻き込み、地球規模での市民参加による地球大交流をコンセプトに、「自然の叡智」をテーマとした新しい文明・文化の創造を目標に掲げ、自然や環境

に配慮した新たな社会行動や社会システムの提案を行い、N G O や市民レベルの行動が地球的課題の解決にいかにより重要であるかを認識してもらう絶好の契機となった。

また、サブテーマの一つに「循環型社会」を掲げ、環境に配慮した会場づくりはもとより、運用面での環境負荷の少ない交通手段や新エネルギーの導入、様々な新技術を導入した出展・催事、さらには、来場者が楽しみながら環境について学ぶ機会の提供など、博覧会の会期中を通じて、環境に配慮した様々な活動を展開した。

中でも、県民の自発的な環境配慮行動を促す取組として一躍注目を集めた「E X P O エコマネー」は、環境に配慮した行動に対してポイントを発行し、そのポイントをさらに環境に優しい商品や環境保全活動に還元できる環境に二重にやさしい「環境配慮行動の連鎖」を生むシステムとして、大手流通企業を中心に 20 余の企業等が参加し、全国約 2,400 の店舗でポイントを付与するなど、会場外にも社会的なムーブメントを形成したことから、マスコミにも大きく取り上げられた。

このため、万博閉幕後も「E X P O エコマネーセンター」を名古屋市内に移して、平成 18 年 11 月末まで博覧会協会の事業として継続し、同年 12 月以降は、N P O が事業主体となり、事業を継続実施しており、今でも多くの人々がセンターに来館している。

このE X P O エコマネーは、愛知万博で掲げた理念・成果を踏まえると、行政主導ではなく、「市民参加を基礎とした、N P O の主体的な運営による民主導の取組」として継承・発展されることが望ましいと考えられるが、そのために解決すべき課題も存在している。

## 【課 題】

企業などより多くのサポーターの参加

一つ目の課題は、企業などより多くのサポーターの参加である。E X P O エコマネーの大きな特徴の一つは、エコマネーポイントの発行・還元を電子的に行っていることである。具体的には、博覧会の入場券に内蔵されたI Cチップ(μチップ)に割り振られたI D番号に基づき、「E X P O エコマネーI Tシステム」のサーバを使用してポイント管理を行っている。そのシステムの維持管理には、年間 1~2 千万円程度の費用負担が必要である。

NPOが自立的な運営を継続していくためには、システムを利用するサポーターが、発行したポイントの原資だけでなく、システムの維持管理に要する費用についても負担するスキームの確立が不可欠である。しかしながら、同時に多くのサポーターを集めなければ、サポーター単位の費用が割高となるため、NPOとしては、現時点でシステム相当額を含めたサポーター料を示すことができない状態である。このため、幅広いサポーターの参加を募り、より多くの主体でシステム負担をシェアすることにより、単位費用を抑制する仕組みを構築することが急務となっている。

#### ポイントの発行・還元を行う拠点（エコマネーセンター）の設置

二つ目の課題は、ポイントの発行・還元を行う拠点（エコマネーセンター）の設置である。平成19年5月現在の設置拠点は3ヶ所であるが、いずれも名古屋市内である。愛知県の調査によれば、参加者の約1/3は名古屋市以外の県民が占めており、EXPOエコマネーの地域への普及に向けては、県内各地への拠点設置が必要である。

#### 地域の特色を生かした魅力ある発行・還元メニューの開発・提供

三つ目の課題は、地域の特色を生かした魅力ある発行・還元メニューの開発・提供である。現在発行されているエコマネーポイントのおよそ8割は、スーパーなどにおけるレジ袋の辞退によるものである。しかしながら、県内の各地域では、環境学習や環境美化活動、自然保護活動など、多様な環境配慮行動や環境保全活動が行われており、こうした様々なエコ活動も同等に評価されるべきである。こうした行動も、エコマネーの発行対象としていくよう地域に広げていく必要がある。また、還元の面においても、提供するエコ商品の種類・品数不足や社会・自然に還元するメニューが植樹しか用意されていないなど、新メニューの開発が課題であり、地元企業の協力や市民による身近な環境保全策など積極的なメニュー提案が必要である。

#### 【今後の取り組み】

県としては、エコマネー事業に対する県内企業の関心や意向などを確認するため、18年度から個別企業訪問やヒアリングを実施し、参加意欲のある企業を中心に、事業参加に向けた提案・調整を継続的に行っているところであるが、今後、市町村やNPO、企業等と連携しながら、普及・展開に向けたモデル事業を行うことにより、

これらの課題に直面する「NPOの自立的な運営に基づくエコマネー事業の継承・発展」を支援し、愛知万博で芽生えた県民の日常生活の中でのエコ活動の活発化を図っていく。

また、エコマネーによって、県内の各地域で取り組まれている環境美化活動や自然保護活動などの多様な環境配慮行動や環境保全活動を評価することが普及すれば、草の根レベルのエコ活動が活性化するとともに、長期的には、市町村との協力の下、エコマネーを環境以外の分野に拡大させ、コミュニティ単位で発行することにより、安全で快適なコミュニティの再生やまちづくりなどの様々な地域活動が充実する可能性も秘めていると考えられる。

このため、単にエコマネーを貯めて、使うだけではなく、市町村あるいはコミュニティのレベルで、もっと手軽にエコマネーが発行できる仕組みを構築するなど、県民にとって、より親しみやすく、身近に利用できるよう、条件を整備していくこととする。

## 【目 標】

### エコマネー活動参加者

平成19年3月末現在数の2割増（目標最終年度の平成23年度までに）

#### 【目標値の考え方】

19年3月現在のエコマネー活動参加者は、約24,000人で、このうち約6割は名古屋市民が占めている。仮に名古屋市外の市民参加が、名古屋市と同程度まで増加とした場合、 $24,000 \text{人} \times 60\% \times 2 \text{倍} = 28,800 \text{人}$   $28,800 \text{人} \div 24,000 \text{人} = 1.2 \text{倍}$ となる。

#### 【参考】EXPOエコマネー事業の実績

##### 《会期中》

- ・来館者数 59万6,121人
- ・エコ活動参加者 21万5,312人
- ・発行ポイント数 327万ポイント
- ・還元ポイント数 220万ポイント

##### 《会期後：19年3月末現在》

- ・来館者数 29万6,718人
- ・エコ活動参加者 2万4,082人
- ・発行ポイント数 341万ポイント
- ・還元ポイント数 226万ポイント

## 5 目標を達成するために行う事業

### 5 - 1 全体の概要

平成 18 年 9 月、愛知県がエコマネーセンターの来場者を対象に行った意識調査において、「エコマネーを始めたきっかけ」と「続けてきた理由」について尋ねたところ、いずれも「環境に優しい取組だから」がトップに挙げられ、エコマネーが、県民の環境意識への関心を高め、多くの人たちの環境問題に対する考え方や行動に影響を及ぼしたという点で、県として一定の効果があったと受け止めている。

平成 18 年 3 月、本県がこれからの愛知の方向性を明らかにする戦略的・重点的な地域づくりの羅針盤として策定した「新しい政策の指針」の中でも、環境分野の柱となる取組の一つとして、エコマネーの活用を掲げており、県民の環境意識の高まりを生かして、家庭や地域におけるエコライフの促進を図るため、この「あいち発」E X P O エコマネーの継承・発展をめざし、地域への普及を図りたいと考えている。

このため、エコマネー事業の認知度や地元 N P O ・団体の参加意欲も高く、多くの集客施設や大学等が立地する愛知万博の会場地周辺のリニモ沿線 4 市町（瀬戸市・豊田市・日進市・長久手町）をモデル地域とし、環境学習や公共交通機関（リニモ）利用による沿線施設利用、環境美化活動を始め、地元の市町や大学、企業等と連携した発行メニューの拡充、市町との連携によるモデル地域へのエコマネーセンターの設置、さらには、身近な施設の緑化や優待利用、環境活動を行う地元 N P O ・市民団体等への支援などを盛り込んだ還元メニューの拡充などを先導的取組として進めることにより、全県にエコマネーを広げる足掛かりとしたい。

## 5 - 2 法第 4 章の特別の措置を適用して行う事業

該当なし

## 5 - 3 その他の事業

### 5 - 3 - 1 基本方針に基づく支援措置

（支援措置の名称）

【 C 2 0 0 1 】市民活動団体等支援総合事業

（支援措置の内容）

ネットワーク形成促進事業

( 支援措置の対象とする事業の内容 )

#### 【ねらい】

EXPOエコマネーの継承・発展に向けては、NPOによるITシステムの維持管理や、地域拠点(エコマネーセンター)の増加に要する資金確保の面で、「より多くのサポーターの参加」が課題であるが、サポーターからの注目・関心を引き起こし、その参加を促すためには、エコマネーユーザー(一般県民)の飛躍的な拡大を図ることが重要である。

しかしながら、先に述べたとおり、現在発行されているエコマネーポイントのおよそ8割は、スーパーなどにおけるレジ袋の辞退によるもので、この状況はEXPOエコマネーのスタート時からほとんど同じ状況である。

その要因の一つとして、例えば、地域でエコ活動を主宰するNPOや市民団体などが魅力ある新たな発行メニューを開発し、参加者にエコマネーポイントを発行しようとしても、ポイント発行数に応じた原資を負担できない場合は、当該事業の「発行者負担」の原則や、サポーター間の公平性の確保の観点等から、参加が困難となっている点があげられる。

こうした問題の打開策として、新たな発行メニューの開発による流通量の飛躍的な拡大を図るため、地元の愛知淑徳大学コミュニティコラボレーションセンターが、エコマネーの地域通貨的特性に着目し、学生の自主的なエコ行動によるエコマネーポイントの取得と、学生企画による環境イベント参加者に対して、取得したポイントの範囲内でポイントを発行する実践的な取組を提案している。この提案によれば、エコマネーポイントの発行原資は、学生が取得したエコマネーポイントの発行主体である企業が負担(レジ袋辞退の場合ならスーパーなどが原資負担)するため、大学自体が新たに負担する資金は発生しないことから、今後、費用負担が困難なNPOや市民団体などの参加モデルの一つとして大いに注目される取組である。

#### 【取り組み内容】

運営主体であるNPOでは、こうした試みを受けて、一般県民や企業・大学関係者などを対象とした「記念フォーラム」を開催し、この取組を広く周知するとともに、EXPOエコマネーが、県民の環境意識への関心を高める役割を果たし、多くの人たちの考え方や行動に大きな影響を及ぼした成果などを紹介することに

より、県民にエコマネー事業への積極的な参加を呼びかける。

また、このフォーラムの結果を踏まえ、E X P Oエコマネースタッフと環境アドバイザー等によるワークショップの開催や、愛知淑徳大学大学祭への「出張エコマネーセンター」など、学生や市民グループの自主企画による環境イベントの展開を積極的に支援することを通じて、市民参加や様々な主体の協働を促進するとともに、大学とN P Oが協働し、事業推進協議会を立ち上げ（行政・企業はオブザーバー参加）、地元市民を巻き込んだ先駆的なネットワークの形成を図る。

### 5 - 3 - 2 支援措置によらない独自の取り組み

エコマネーの全県普及に向けた方策を検討するため、「エコマネー事業地域普及検討会」を開催するとともに、市町村やN P O、企業と連携して、エコマネーの地域への展開・普及に向けたモデル事業を行う。

#### (1) 地域普及検討会の開催

県民の自発的な環境配慮行動を促進する有効な手段としてのエコマネーについて、普及方策を検討するため、学識者、N P O、企業、行政などの関係者で構成する「エコマネー事業地域普及検討会」を開催する。

開催回数 年5回

構成員 学識者、県、市町村、企業、N P O 等

#### (2) モデル地域展開事業

エコマネー事業の認知度や地元N P O・団体の参加意欲も高く、多くの集客施設等が立地する愛知万博の会場地周辺であるリニモ沿線地域をモデルとして、独自の発行・還元メニューを設定して、エコマネー事業を行う。

対象地域：リニモ沿線市町（瀬戸市、豊田市、日進市、長久手町）

事業内容

（ア）発行メニュー 環境学習、公共交通機関利用、環境美化活動など

（イ）還元メニュー 身近な自然回復・緑化、環境N P O・市民団体の支援など

（ウ）センター開設 Nピア（アピタ長久手店内）、瀬戸蔵、あいち海上の森センター

## 6 計画期間

認定の日から平成23年度まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

本計画を効果的なものとするために、進捗状況・事業成果等について、NPO代表、民間企業、行政機関等で構成する検討会の中で、毎月取りまとめる月報に基づき、最低年1~2回程度、事業の評価・検証を行う。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし